

## 確定申告が必要な方（例）

昨年1年間に所得があり、次に該当する方

- ・平成31年・令和元年分の事業所得や不動産所得などの各種所得金額の合計額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

## 確定申告をすれば税金が戻る方（例）

- ・給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ・平成31年・令和元年に途中で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
- ・公的年金等の収入が400万円以下だが、源泉徴収をされており、医療費控除等の申告をすると、所得税が戻る方

※税金の還付を受ける場合は、預金口座への振り込みとなります。通帳など、口座番号等の分かるものを用意してください。

## 市民税・県民税の申告が必要な方（例）

令和2年1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方

- ・給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
- ・事業所得者などで所得税及び復興特別所得税がかからない方
- ・給与等の支払いを受けていて、それ以外に20万円以下の所得がある方
- ・扶養になっている方で、パートや内職などの収入がある方
- ・公的年金などの受給者で、市役所へ公的年金等支払報告書が提出されていない方
- ・公的年金の収入が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得がある、もしくは扶養などの各種控除の申告が必要な方
- ・収入のない方（国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定等の基礎資料となるため、必ず申告してください）

### 市民税・県民税申告書の送付

昨年度の申告状況などにより2月5日<sup>㊤</sup>に発送予定です。なお、申告書は市役所市民税課と本納支所（ほのおか館）に用意してあります。

※すべての方に送付していないため、申告が必要な方でも届かない場合があります。

納税は便利な口座振替で

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

◆口座振替日 4月21日<sup>㊤</sup>

◆提出先・期限

茂原税務署または金融機関

3月16日<sup>㊤</sup>

◆納付期限（口座振替以外）

3月16日<sup>㊤</sup>

青色申告会による税務相談

◆期間

2月12日<sup>㊤</sup>～3月13日<sup>㊤</sup>

9時～15時

（土日・休日を除く）

◆場所

茂原青色申告会館

（茂原市道表12）

岡茂原税務署管内青色申告会

☎（23）1273

税理士による無料申告相談

◆期間

2月6日<sup>㊤</sup>～14日<sup>㊤</sup>

9時～16時

（受付は15時まで。土日・

休日を除く）

◆場所

茂原税務署2階会議室

※市役所では実施しません。